

乾燥設備作業主任者技能講習

労働安全衛生法施行令第6条第8号に規定された一定能力以上の乾燥設備による物の乾燥の作業については、この技能講習を修了した者のうちから乾燥設備作業主任者を選任しなければなりません。

- ① 講習日 申込書のとおり
- ② 講習会場 当協会講習場（佐賀県小城市三日月町堀江1721、電話0952-37-8277）
- 2 定員 50名（定員になり次第締め切ります）
- 3 講習科目・時間

講習科目	講習時間	日程	時間
乾燥設備及び付属設備の構造、取扱いに関する知識	4	1日目	9:00～16:10
関係法令	2		
乾燥作業の管理に関する知識	5	2日目	9:00～15:05
乾燥設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識	4	3日目	9:00～15:05
修了試験	1		

※科目の入替により終了時刻が変わる場合があります。開始時刻は、原則として変更しません。

- 4 受講資格 次のいずれかに該当の方
 - ① 乾燥設備の取り扱いの作業に5年以上従事した経験を有する者
 - ② 学校教育法による大学又は専門学校等において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上（理科系統高等学校卒業者は2年以上）乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者
- 5 受講料 会員 14,300円（テキスト・資料代金0円、受講代金のみ） ※金額は税込
一般 15,950円（テキスト・資料代金1,650円含む）

6 申込方法

次頁の申込書に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料
- ③ 受講要件の証明書（申込書の最下段に証明印）
- ③ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し（詳細は申込書兼受講票にありますのでご確認ください）

- (1) 持参の場合は、当協会窓口に「申込に必要なもの」一式を持参してください。
- (2) 郵送の場合は、現金書留封筒に「申込に必要なもの」一式を同封し、下記あて郵送してください。
〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 （一社）佐賀県労働基準協会
- (3) 振込の場合は、「申込に必要なもの」(②以外)をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込んでください。
前記③④は、FAXやメール等で不鮮明な場合、郵送していただく場合があります。

【振込口座】 佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社)佐賀県労働基準協会

当協会ホームページの ネットから講習申込 から申込書を送付出来ます。 佐賀県労働基準協会 検索

FAX 0952-37-8278 Email kosyusakikyo@lib.bbq.jp



7 注意事項

- (1) 入金確認後の受付となり、先にFAX等で申込書を送付いただいた場合は仮受付となります。
- (2) 受付後に、いただいた申込書に受講番号を付し受講票とし、地図、用意する物等の注意事項とともにお送りします。
- (3) テキストは初日に配布します。 (4) 当日の申し込みは受理いたしません。